

第 3 0 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）の対象となる行政文書を非公開とした決定は、結論において妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申について

本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、電子メールの公開請求に対する非公開決定に係るものであり、本件各異議申立てのいずれにおいても、実施機関の教員及び職員（以下「教職員」という。）の電子メールの公開を求めるものである。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括で判断し、答申を行うものである。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

異議申立て①	公開請求日	平成27年 1月 7日
	請求内容	<p>名市大事務局総務課職員A及び職員B（平成22年度頃当時）からハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会の委員等に送信されたメールについて、各委員（各教授等）の端末における受信メール及び返信メールまたは送信メール並びに当該メールの関連メール（詳細は別紙）（端末に残っていない場合でも、プリントアウトしたものがあれば、それを対象とし、カーボンコピーの宛先も含む）</p> <p>（以下「本件公開請求①」という。）</p> <p>別紙</p> <p>1 ハラスメント審査会委員等関係</p> <p>（1）対象とする職員A及び職員Bからのメール</p> <ul style="list-style-type: none">・2010年10月18日 9時37分送信メール（職員A）・上記メールに記載される「先般メール（出席の可否お尋ね）」

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年11月18日、職員B起案文書に記載される「全委員にメールにて事前確認済み」とある送信メール（職員B） ・ 2011年 2月 1日、職員B起案文書に記載される「全委員にメールにて事前確認済み」とある送信メール（職員B） ・ 2011年 3月23日10時08分送信メール（職員B） ・ 上記メールに記載される「出席できない場合の返信メール」 ・ 上記メールに記載される「パスワード設定の報告書添付メール」 <p>(2) ハラスメント審査会委員等対象者（平成22年10月25日及び平成23年 3月29日頃当時）理事①・理事②・理事③・理事④・教員①・教員A・教員②・教員③・教員④・教員B・教員⑤・教員⑥・教員⑦・教員⑧・教員⑨・職員A・職員B</p> <p>2 ハラスメント調査委員会委員等関係</p> <p>(1) 対象とする職員A及び職員Bからのメール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年10月29日17時39送信メール（職員B） ・ 2010年11月18日、職員B起案文書に記載される「全委員にメールにて事前確認済み」とある送信メール（職員B） ・ 2010年12月10日19時32分送信メール（職員B） ・ 2011年 2月 1日、職員B起案文書に記載される「全委員にメールにて事前確認済み」とある送信メール（職員B） ・ 2011年 2月 7日16時41分送信メール（職員B） ・ 2011年 2月28日17時04分送信メール（職員B） <p>(2) ハラスメント調査委員会委員等対象者（平成22年10月25日、平成22年11月 4日、平成22年12月24日、平成23年 1月11日、平成23年 2月 9日、平成23年 3月 7日、平成23年 3月17日及び平成23年 3月29日頃当時）教員C・教員D・教員E・職員C・職員A・職員B</p>
--	--

		(以下本件公開請求①において対象としている教職員を「本件教職員」と総称する。)
	決定通知日	平成27年 1月21日
	決定内容	非公開決定（以下「本件処分①」という。）
	公開しない理由	<p>条例第 7条第 1項第 5号に該当</p> <p>本件請求に該当する行政文書のうち、ハラスメント審査会の委員等（退職等した職員を除く。）が送受信した電子メールについては、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、非公開とします。</p> <p>公開請求に係る行政文書を作成又は取得していない。</p> <p>本件請求に該当する行政文書のうち、ハラスメント審査会の委員等（退職した職員に限る。）が送受信した電子メールについては、実施機関において、開示請求に係る保有個人情報が記載された行政文書を作成又は取得しておらず、文書不存在により非公開とします。</p>
	異議申立日	平成27年 2月16日
異議申立て②	公開請求日	平成27年 5月 1日
	請求内容	平成22年10月25日及び平成23年 3月29日開催のハラスメント審査会、並びに調査委員会等に係る教員Bが事務局総務課人事係から受信したメール及び教員Bが返信したメール等全て（以下「本件公開請求②」という。）
	決定通知日	平成27年 5月14日
	決定内容	非公開決定（以下「本件処分②」という。）
	公開しない理由	<p>条例第 7条第 1項第 5号に該当</p> <p>本件請求に該当する行政文書については、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、非公開とします。</p>
	異議申立日	平成27年 6月10日
異議申立て③	公開請求日	平成27年 7月17日
	請求内容	平成22年10月25日に設置されたハラスメント審査会に係る調査会は、教員Cを委員長として、教員D、教員E及び職員Cを委員として 4名で構成された。調査委員会は第 1回から第 6回まで開催されたようだが、各教授等のパソコン端

	末等に存在する開催等に係る大学事務局総務課人事係等から受信した通知等メール及び当該教授等が返信したメール（以下「本件公開請求③」という。）
決定通知日	平成27年 7月29日
決定内容	非公開決定（以下「本件処分③」という。）
公開しない理由	<p>条例第 7条第 1項第 5号に該当</p> <p>本件請求に該当する行政文書のうち、調査委員会の委員（退職等した職員を除く。）が送受信した電子メールについては、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、非公開とします。</p> <p>公開請求に係る行政文書を作成又は取得していない</p> <p>本件請求に該当する行政文書のうち、調査委員会の委員（退職等した職員に限る。）が送受信した電子メールについては、実施機関において、開示請求に係る保有個人情報が記載された行政文書を作成又は取得しておらず、文書不存在により非公開とします。</p>
異議申立日	平成27年 8月20日

第 4 実施機関の主張

上記第 3の公開しない理由に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

- 1 異議申立て①から③までのうちハラスメント審査会の委員等（退職等した職員を除く。）が送受信した電子メールについて
 - (1) 公開請求時点では在職している職員が送受信した電子メールについて、実施機関は、条例第 7条第 1項第 5号に該当するとして、非公開とした。
 - (2) 異議申立て人とその子は、子が申し立てたハラスメント審査に関連して、さまざまな情報公開請求・個人情報開示請求を行っているが、その中には、当該ハラスメント審査会の委員等に就任し、ハラスメント審査等に関わったことで、ハラスメント審査会等が行った審査等に係る行政文書と関わりのない、委員等に関する情報を請求されている案件が多くある。
 - (3) すなわち、実施機関としては、ハラスメント審査会の委員等に就任した

ことにより、ハラスメント審査等の関係者から、情報公開請求・個人情報開示請求を受け、様々な対応を強いられることになれば、職員において、今後、ハラスメント審査会の委員等への就任を躊躇することとなり、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるものである。

実際に、ハラスメントを所管する総務課人事係においては、「ハラスメント審査に関わりたくない」などの意見を受けているところである。

2 異議申立て①及び③のうちハラスメント審査会の委員等（退職等した職員に限る。）が送受信した電子メールについて

公開請求時点で退職等している職員が送受信した電子メールについては、退職等により当該職員が使用していたパソコンの電子メールは削除されており、存在しない。

第 5 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件各処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立て①について

ア 開示対象とした電子メールは、職員Bが作成した平成22年11月18日及び平成23年2月1日起案の決議書に記載されており、決議書の一部をなしているので明らかに開示すべき行政文書である。2010年10月から2011年3月までの職員B及び職員Aから各委員に宛てた送受信メールについても同様である。

イ 非開示決定理由に「条例第7条第1項第5号に該当」とあるが、第5号のアからオまで掲げられているもの及びそれに準ずるものには該当せず、あえて該当するとすれば、実施機関が一部の開催していないハラスメント審議会及び調査委員会並びに情報公開対応の不正（法令及び条例違反）が公になり、実施機関の利益を害することになるオであろうかと思う。

ウ 「公開請求に係る行政文書を作成又は取得していない。（退職等した職員に限る。）」という非公開理由も記載しているが、ハラスメント調査委員会長の教員Cは調査委員会など一度も出席せず、全てメールで済ましている。そのメールがないのは問題である。

したがって、「作成又は取得していない。」というのは虚偽であり、「作成又は取得したが、廃棄した。」と正しく記述すべきである。

エ 平成26年10月21日付け個人情報一部開示決定通知書で開示されたメールの宛先に「教員C」及び「教員A」がある。その後の開示請求を考えると、実施機関は開示関係文書の1年間の保存義務があるにもかかわらず、廃棄しているのは情報公開制度上からも法令違反である。

オ 実施機関は文科省からの要請があっても説明責任を果たさないので、情報公開制度に訴えるしか方法がない。実施機関は、情報公開制度を全く理解せずに、実施機関にとって不都合な行政文書等は特定せず、隠蔽するという恣意的な行政文書の特定をすると共に、開示された行政文書も虚偽記載が多くある。その状況を名古屋市情報公開審査会及び個人情報保護審議会事務局も看過している。そのことについては市政情報室及び市民の声で説明を求めて、回答はない。

曲がりなりにも実施機関も行政機関なので、角度を変えた開示請求によって、説明責任を果たしてもらおうと思う。ただし、弁明意見書に記載された上記第41(2)の主張については、全て関わりがあるから法令及び条例に則って請求しているため、実施機関も法令違反及び条例違反をせずに対応していただきたい。

カ 弁明意見書に記載された上記第41(3)の主張については、各委員がハラスメントの規程通りに調査し中立公正に審議されていれば、審議のやり直しも含め説明するように文科省から勧告されるようなこともなく、当方から説明責任を果たすよう要求されることもない。実施機関のコンプライアンスアドバイザーも公正でなかったことを認めている。ごく一部の良識をもって取り組んだ方は審議会及び調査委員会の実態が分かると同時に真っ先に相談員を辞めている。

(2) 異議申立て②について

ア 実施機関は、「本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあるものと認められるため」として、行政文書非公開としているが、当該メールを開示することによって、「平成23年 6月24日付け個人情報非開示決定通知書（23総務第10号の 2）」が虚偽公文書であることが証明されることをおそれているだけではないか。

したがって、実施機関は、当時の事務局総務課長の職員Cが虚偽公文書を作成していないことを証明するためにも、公開対象となる文書等（メール）の特定を行い、開示すべきである。

イ 名古屋市個人情報保護審議会及び名古屋市情報公開審査会の委員である教員Bが明らかな開示対象メールを開示拒否することは許されないことであり、審査会及び審査会事務局は、対象文書を全て提出させた上で、実施機関のサーバーにあるアーカイブメールと照合し、全て提出されているかを確認した上で審議されることを要望する。

ウ 弁明意見書に上記第 4 1(2) の主張が記述されている。しかし、実施機関は立派な情報公開規定を制定しているのだから、様々な開示請求に応えるのは当然である。

エ そもそも実施機関のコンプライアンスアドバイザーも実施機関のハラスメント審査会がいかに杜撰なものか認めているし、文科省の要請があっても説明は全くできず、説明しないにもかかわらず、文科省に対して情報公開及び個人情報開示請求によって説明していると返答し直している。

また、開示する文書等は極めて恣意的で、故意に特定せず隠蔽するという愚行を犯している。説明責任を全く果たさないため、一市民に残された道は情報公開及び個人情報開示請求しかない。このような法令違反の塊で、不正が横行する実施機関が名古屋に存在し、市税が投入されていること自体が名古屋市民として許せることではないので、この不正を世に問わざるを得ない。

(3) 異議申立て③について

ア 「調査委員会の委員が送受信した電子メールについては、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため」という非開示理由は、「ハラスメント審査会に係る」と及び「大学事務局総務課人事係等との送受信メール」と期間及び範囲を限定

して公開請求しているため、極めて不当な理由である。

また、「教授等の作成したメールを全て情報公開対象としない。」のは、情報公開を行う大学において実施機関だけであり、情報公開制度を踏みにじる行為は、組織的な条例違反である。

イ 非開示理由に「保有個人情報」を持ち出しているが、「個人情報開示請求」及び「行政文書公開請求」を混同して扱うことは明らかに間違いである。逆に、今まで「単なる会議案内通知メール」として行政文書で扱ってきたものを「個人情報を含むメール」とすると認めているのか。

ウ 弁明意見書に上記第41(2)の主張が記述されている。しかし、実施機関は立派な情報公開規定を制定しているのだから、情報公開請求に応えるのは実施機関の義務である。当方の開示請求は条例違反ではなく、大量請求を行っているわけでもないのに、実施機関は当方をクレーマー扱いしているが、そもそも実施機関が説明責任を果たさず情報公開請求等で条例違反等を積み重ねているため、逆に、当方を中傷しているもので、行政機関にあるまじき行為であり、断罪されるべきである。

エ 実施機関のコンプライアンスアドバイザーも実施機関のハラスマント審査会がいかに杜撰なものかを認めておりし、文科省の要請があっても説明せず、無視したにもかかわらず、文科省に対して情報公開及び個人情報開示請求によって説明していると返答し直しているのだから、説明責任がある。

オ また、開示対象文書等を故意に特定せず、隠ぺいするという地方公務員法違反を犯している。実施機関は説明責任を全く果たさないため、一市民に残された道は情報公開及び個人情報開示請求しかない。このような法令違反の塊で、不正が横行する実施機関が名古屋に存在し、市税が投入されていること自体が名古屋市民として許せることはないので、この不正を世に問わざるを得ない。

カ 退職者分については、「公開請求に係る行政文書を作成又は取得していない」として全面非開示だが、そもそも開示請求に係る行政文書等は1年間廃棄してはならず、当初から作成していないとすれば明らかに不作為である。公正な公務を執行していたならば、根本的に不存在はありえない。

第6 審査会の判断

1 争点

以下の5点が争点となっている。

- (1) 本件公開請求①の対象となる行政文書のうち、請求日時点では在籍する本件教職員が送受信した電子メールについて、条例第7条第1項第5号に該当するものとして非公開とした判断の妥当性（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件公開請求①の対象となる行政文書のうち、請求日時点では在籍していない本件教職員が送受信した電子メールの有無（以下「争点②」という。）。
- (3) 本件公開請求②の対象となる行政文書について、条例第7条第1項第5号に該当するものとして非公開とした判断の妥当性（以下「争点③」という。）。
- (4) 本件公開請求③の対象となる行政文書のうち、本件公開請求③において対象としている教職員で請求日時点では在籍するものが送受信した電子メールについて、条例第7条第1項第5号に該当するものとして非公開とした判断の妥当性（以下「争点④」という。）。
- (5) 本件公開請求③の対象となる行政文書のうち、本件公開請求③において対象としている教職員で請求日時点では在籍していないものが送受信した電子メールの有無（以下「争点⑤」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 当審査会の調査によると、本件について、次の事実が認められる。

(1) 上記第 3のとおり、本件公開請求①から③までにおいて異議申立人が請求する行政文書は、実施機関のハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会に携わった教職員が送受信した電子メールを対象としている。本件公開請求①は、対象となる教職員の範囲を広く指定しており、結果としてそれよりも対象範囲を狭く指定している本件公開請求②及び③の対象となる行政文書は、本件公開請求①においても対象となる行政文書となる。

(2) 当審査会が行った調査に対する実施機関の回答は、次のとおりである。

ア 実施機関は、条例第 2条第 2号に該当する行政文書として管理すべき電子メールについて、公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程に従い管理している。

一方、電話やFAX等と同じく一つの連絡手段として電子メールを利用した文書の管理方法について定めた規程は存在しない。

イ ハラスメント審査会に関して電子メールを用いる場合、ハラスメント相談は、個人の内心、名誉にかかる機微に関する情報であることから、当該情報の性質に鑑みれば、事務局職員と各委員との間で、ハラスメント事案の具体的な内容についてまで言及したやり取りがなされることはなく、その内容は、会議の開催案内等の個人に対するお知らせに過ぎない。

そのため、組織として共用すべき性質ではないうえ、連絡手段として電話ではなく電子メールを使用したものであるため、送信側か受信側かを問わず、行政文書として管理していない。

ウ 本件各処分において、当該電子メールを公開することは条例第 7条第 1項第 5号に該当すると判断した。

しかし、処分当時にどのような経緯で当該処分を決定したのかについて、残っている行政文書等を確認したものの、当該電子メールを特定した文書や、教授等に依頼をした形跡については確認できなかったことから、文書特定はおそらくなされていないものと推測される。

(3) 実施機関が行うハラスメント審査会に関して、次の事実が認められる。

ア 実施機関は、ハラスメントの相談があり、また当該相談者が相手方の処分を希望する場合には、常設する一般的な相談窓口での相談ではなく、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン及び公立大学名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程に基づき設

置される常設機関であるハラスメント審査会で対応する。

イ 上記アのうち、ハラスメント審査会で対応する場合は、特定のハラスメント事案の調査や処分案の検討のためハラスメント調査委員会を事案ごとに設置するものである。

ハラスメント調査委員会の委員は、事案ごとに指名又は推薦された委員により構成される。

4 本件公開請求①から③までの対象となる各行政文書の関係性は、上記 3 (1) で述べたとおりであるため、まず、本件公開請求②及び③の対象となる行政文書を含む、本件公開請求①に係る争点①及び②について判断する。

5 本件公開請求①に係る争点①について

(1) まず、本件公開請求①の対象となる行政文書のうち、請求日時点では在籍する本件教職員が送受信した電子メールについて、条例第 7条第 1項第 5号に該当するものとして非公開とした判断が妥当であったかを判断する。

ア 条例第 7条第 1項第 5号は、は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

イ 条例は、上記 2で述べたとおり、原則公開の理念の下、情報公開制度を定めている。条例第 7条は、第 1項において、同項各号に掲げる非公開情報が記載されている場合を除き、公開請求に係る行政文書の公開を義務付けるとともに、第 2項及び第 3項において、一定の要件の下に一部公開を義務付け、また、第 8条において、公益上の理由による裁量的公開も可能としているのであって、これらの規定の趣旨からも、条例第 7条第 1項各号の該当性の判断が、公開請求に係る行政文書を具体的に特定した上で行われることを前提としているのは、明らかである。

ウ しかしながら、上記 3(2)ウ のとおり、実施機関は、本号に該当すると判断した際、事務局職員を除くハラスメント審査会に係る委員等の電子メールについては、公開請求の対象となる行政文書の特定を行っていなかった可能性が否定できない。

エ 実施機関が、ハラスメント審査会に係る委員等の電子メールについて、上記第41の主張に基づき、行政文書の特定に係る判断が不十分な状態、すなわち条例第7条第1項第5号の該当性の判断の対象となる情報が明確になっていない状態で、実施機関の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、同号に該当すると判断したことは、条例の原則公開の理念に反するものであり、条例の運用を誤った不適切なものであったと判断せざるを得ない。

(2) 争点①に係る条例第7条第1項第5号該当性の判断の妥当性については、上記(1)のとおりである。

ここで、本件公開請求①は、特定の教職員がハラスメント調査委員会の委員となっていることを前提に、ハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会に係る電子メールを請求しているところ、当該請求内容には、当該ハラスメント調査委員会が設置されたことをうかがわせる内容の電子メール（以下「調査委員会関連の電子メール」という。）を含んでいる。

調査委員会関連の電子メールの性質に鑑みると、その存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に規定する非公開情報を明らかにすることになるか否かについての検討をする必要があると認められることから、当審査会において、以下のとおり検討する。

ア 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、条例第9条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

イ 条例第7条第1項第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ウ 本件公開請求①は、特定の教職員が実施機関におけるハラスメント調査委員会の委員となっていることを前提に、当該教職員が送受信した電子メールの公開を求めるものである。

実施機関の規模等を勘案すると、ハラスメントに関する申立てや相談等が存在し、調査等が行われること自体は特別なことではなく、そのことのみをもって個人を特定することは困難であろうと思料される。

しかし、ハラスメントに関する相談は個人の内心、名誉に関わる機微に関する情報であり、個人が特定されることにより更なる被害が生じるおそれがあるため、個人が識別され得るおそれがあるか否かは特に慎重に判断すべきである。

この点、どの教職員がハラスメント調査委員会の委員になっているかが明らかになると、当該教職員が関係する学部においてハラスメント事案が発生したことが推測され、このことを端緒として実施機関の教職員、学生、関係者等が当該ハラスメント事案の当事者を探索し、また、実施機関内で公になっている他の情報と照合する等により当該ハラスメント事案の当事者が推測されるおそれがあると認められる。

したがって、特定の教職員が実施機関におけるハラスメント調査委員会の委員となっている事実が明らかになることにより、当該ハラスメント事案の当事者である特定の個人が識別され得るものであると認められる。

エ また、ハラスメントに関する相談は個人の内心、名誉に関わる機微に触れる情報であり、当該ハラスメント事案の当事者であるという事実は、通常他人に知られたくないと認められる。

オ したがって、調査委員会関連の電子メールについては、公開請求時に当該委員が在籍するか否かを問わず、存在するか否かを明らかにするだけで、条例第7条第1項第1号の非公開情報を公開することになると認められる。

カ 以上より、本件公開請求①のうち、調査委員会関連の電子メールについては、存否を答えることにより、条例第7条第1項第1号に該当する情報を明らかにすることになるため、本来、条例第9条の規定に基づき、存否を明らかにしないで非公開決定を行うべきであったと認められる。

(3) さらに、本件公開請求①は、上記(2)で判断した調査委員会関連の電子メールを除く、本件教職員の電子メール（以下「調査委員会を除く、ハラスメント審査会関連の電子メール」という。）を含んでいる。そのため、当該電子メールについても検討する必要があると認められることから以下

のとおり検討する。

ア 行政文書とは、条例第 2条第 2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

イ 条例が定める、実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理しているものとは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実態を備えた状態、すなわち、組織として、業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものをいうと解される。

ウ 本件公開請求①に関して本件教職員が送受信した電子メールは、実施機関の職員が作成又は取得した電磁的記録ではあるが、社会通念上、その内容は多岐に渡ることが推認され、必ずしもそのすべてが組織共用性のあるものであるとは認められない。

エ 事務局職員を除くハラスメント審査会に係る委員等の電子メールは、実施機関によると、上記 3(2)イ のとおり、その内容は会議の開催案内等の個人に対する事務連絡のみであり、連絡の手段として電子メールで送受信されたものに過ぎず、受信した各委員側が、他の教職員と共有する等して、組織共用文書の実態を備えた状態で管理することは通常考えられないとのことである。

オ 以上のことから、事務局職員を除くハラスメント審査会に係る委員等の電子メールについて、行政文書に該当しないとする実施機関の取扱いは不当とまでは認められない。

カ 一方、事務局職員に係る電子メールについても、実施機関によると、上記 3(2)イ のとおり、その内容は会議の開催案内等の事務連絡のみであり、連絡の手段として電子メールで送受信されたものに過ぎないとのことである。

キ 以上を踏まえると、事務局職員に係る電子メールを行政文書には該当しないとする実施機関の取扱いは不当とまでは認められない。

ク 上記のような行政文書として管理すべきと判断されない電子メールについては、上記 3(2)ア のとおり、実施機関において管理規程がなく、当該メールを保有する教職員個人の裁量で日常的に管理されていることから、本件教職員が送受信した電子メールを行政文書として管理していないとする実施機関の主張は、不合理とまでは言えない。

ケ したがって、本件公開請求①の対象となる行政文書のうち、調査委員会を除く、ハラスメント審査会関連の電子メールについては、本来、請求日時点で存在する電子メールを特定し、当該電子メールの行政文書該当性の判断をしたうえで、行政文書性が認められなければ、行政文書として存在しないことを理由に非公開決定を行うべきであった。

よって、本件公開請求①の対象となる行政文書のうち、調査委員会を除く、ハラスメント審査会関連の電子メールについては、請求日時点で在籍するか否かを問わず、行政文書として存在しないことを理由に非公開決定を行うべきであったと言わざるを得ない。

(4) 上記(2) 及び(3) で判断したとおり、本件処分①は、本件公開請求①の対象となる行政文書のうち、調査委員会関連の電子メールは存否を明らかにしないで非公開とし、調査委員会を除く、ハラスメント審査会関連の電子メールは行政文書として存在しないことを理由に非公開とすべきであり、原処分を取り消して改めて存否応答拒否を含んだ非公開決定を行うべきとも考えられるが、その意義に乏しく、結論において原処分は妥当と言わざるを得ない。

6 本件公開請求①に係る争点②について

(1) 実施機関は、本件処分①において、請求日時点で在籍していない本件教職員が送受信した電子メールについては、削除されており、存在しないことを理由に非公開としている。

(2) 上記 5で判断したとおり、公開請求①の対象となる行政文書のうち、調査委員会関連の電子メールについては、存否を明らかにしないで非公開とし、調査委員会を除く、ハラスメント審査会関連の電子メールについては、行政文書として存在しないことを理由に非公開とすべきであり、このことは、当該教職員が請求日時点で在籍するか否かに関わらない。

そのため、原処分を取り消して改めて存否応答拒否を含んだ非公開決定を行うべきとも考えられるが、その意義に乏しく、結論において原処分は

妥当であると言わざるを得ない。

7 上記 4で述べたとおり、争点①は争点③及び④を包含しており、争点②は争点⑤を包含していることから、争点③から⑤までについては、上記 5及び6の判断と同様である。

したがって、本件処分②及び③についても、本件処分①と同様に、結論において妥当であると言わざるを得ない。

8 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記 4から 7までにおいて述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

条例は、第 2条第 2号において公開請求の対象となる行政文書の範囲を定めており、第 7条第 1項において、公開請求に係る行政文書に同項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならないと定めている。

ただし、条例第 9条には、行政文書の存否を明らかにするだけで非公開情報を公開することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができると定められている。上記第 6 5(2) のとおり、本件における、調査委員会関連の電子メールについては、存否を明らかにするだけで非公開情報を公開することとなることから、本来、存否を明らかにせず公開請求を拒否するべきであったと認められる。

また、上記第 6 3(2)ウにおいて述べたとおり、実施機関が、公開請求者が求める文書の行政文書該当性を判断したかどうか、また、行政文書を特定したうえで非公開情報の該当性を判断したかどうかについて疑わしい点が認められる。

以上を踏まえると、本件各処分に至る手続きが、制度の趣旨を十分に理解した適切なものであったとは認め難い。今後、実施機関においては、公開請求があったときは、請求趣旨を満たす行政文書の有無を明らかにすることが、条例上の非公開情報を明らかにすることにならないかの検討をしたうえで、適切に行政文書を特定し、処分をすることを当審査会として要望する。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 異議申立て①

年 月 日	内 容
平成27年 2月24日	諮問書の受理
3月 20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月 27日	弁明意見書の受理
4月 6日	異議申立て人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述申出書を提出するよう通知
5月 7日	反論意見書の受理

(2) 異議申立て②

年 月 日	内 容
平成27年 6月16日	諮問書の受理
7月 8日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月 7日	弁明意見書の受理
8月20日	異議申立て人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月18日	反論意見書の受理

(3) 異議申立て③

年 月 日	内 容
平成27年 9月 2日	諮問書の受理
9月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月20日	弁明意見書の受理
11月 2日	異議申立て人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月27日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容

平成31年 1月17日 (第14回第 2小委員会)	調査審議
3月22日 (第15回第 2小委員会)	調査審議
4月19日 (第16回第 2小委員会)	調査審議
令和元年 5月24日 (第17回第 2小委員会)	調査審議
6月21日 (第18回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
同日 (第18回第 2小委員会)	調査審議
7月19日 (第19回第 2小委員会)	調査審議
8月23日 (第20回第 2小委員会)	調査審議
9月20日 (第21回第 2小委員会)	調査審議
12月20日 (第24回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 1月17日 (第25回第 2小委員会)	調査審議
2月21日 (第26回第 2小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 2小委員会)	調査審議
6月19日 (第28回第 2小委員会)	調査審議
8月21日 (第29回第 2小委員会)	調査審議
10月19日 (第30回第 2小委員会)	調査審議
11月20日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充